

議事要旨(2) 四半期会計基準等の改正に関する検討について

冒頭、新井副委員長（専門委員長）より、公開草案に寄せられたコメントへの対応について本日より具体的な検討を開始することとし、同一年度内における首尾一貫性や年度間の継続性についてどのように取り扱うべきか、という点を追加論点として検討する旨の説明がなされた。次に高橋由彦専門研究員より、具体的なコメントへの対応案及び追加論点について審議事項(2)－1及び審議事項(2)－2に基づき説明がなされた。

説明に対する委員等からの主な意見と、それらに対する事務局からの回答は次のとおりである。

- ある委員より、公開草案では、簡素化の観点から、財務諸表本表の関連注記も含めて任意開示等の対応を行ったため、会計基準が複雑になっているので、実務上誤解が生じやすい懸念があるため、コメントへの回答が適切かどうか検討する必要があること、また、公開草案では「表示方法の変更」の注記は求めないことになったが、「表示方法の変更」の注記の中には、段階利益を変更する等の重要な変更も含まれることから慎重な検討が必要なこと、さらには、前年度に開示していない項目を、当年度より開示を行う場合、比較情報とすべき前年度の情報が無いにもかかわらず、当年度で比較情報として開示することについても慎重な検討が必要である旨などの意見があった。
- あるオブザーバーより、同一会計年度内の首尾一貫性を維持しつつ、第3四半期には、第1四半期よりも上回る開示は認めるべきではないかという意見があった。

これに対して、事務局からは、公開草案に対するコメントへの対応案については、記述内容について丁寧に検討を進めていくこと、また、表示方法の変更の注記に関しては比較情報が表示方法の変更を反映したものとなっていることから簡素化の対象としたこと、さらには、比較情報については公認会計士等のレビュー前提としていることを説明したうえで、ご指摘の点も踏まえて引続き最終基準に向けて検討していく旨の回答があった。

以上